２　平成二十五年四月一日において第四条の規定による改正後の平成十七年改正規程附則第十一条の規定による給料に関する状況を考慮して両議院の議長が協議して定める年齢に満たない国会職員（同日において除外国会職員である者を除く。）のうち、当該国会職員の調整考慮事項及び平成二十四年四月一日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして両議院の議長が協議して定める国会職員の平成二十五年四月一日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の一号給（国会職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして両議院の議長が協議して定める国会職員にあっては、二号給）上位の号給とする。

３　平成二十六年四月一日において第四条の規定による改正後の平成十七年改正規程附則第十一条の規定による給料に関する状況を考慮して両議院の議長が協議して定める年齢に満たない国会職員（同日において除外国会職員である者を除く。）のうち、当該国会職員の調整考慮事項並びに平成二十四年四月一日及び平成二十五年四月一日における号給の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして両議院の議長が協議して定める国会職員の平成二十六年四月一日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の一号給（国会職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして両議院の議長が協議して定める国会職員にあっては、二号給）上位の号給とする。

４　国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百八号）第十三条第一項に規定する育児短時間勤務国会職員に対する前三項の規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額は、当該号給に応じた額に、育児短時間勤務国会職員等についての国会職員の給与等に関する規程等の特例に関する規程第三条の規定により読み替えられた国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程第三条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

５　前項の規定は、国会職員の育児休業等に関する法律第十八条の規定により育児短時間勤務の例による短時間勤務をしている国会職員について準用する。

６　国会職員の育児休業等に関する法律第十九条第二項に規定する任期付短時間勤務国会職員に対する第一項から第三項までの規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額は、当該号給に応じた額に、育児短時間勤務国会職員等についての国会職員の給与等に関する規程等の特例に関する規程第六条の規定により読み替えられた国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程第三条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

（両院議長協議決定への委任）

第五条　前三条に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

官　庁　報　告

官　庁　事　項

人事院公示第１号

人事院は、人事院規則２－４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、昭和38年人事院公示第５号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成24年２月29日　　人事院総裁　江利川　毅

１　前書き中「人事院規則９―120―２（人事院規則９―120（平成17年改正法附則第11条の規定による俸給）の一部を改正する人事院規則）」の次に「、人事院規則９―120―３（人事院規則９―120（平成17年改正法附則第11条の規定による俸給）の一部を改正する人事院規則）」を加える。

第２項第19号の３の次に次の１号を加える。

十九の四　人事院規則９―120―３（人事院規則９―120（平成17年改正法附則第11条の規定による俸給）の一部を改正する人事院規則）附則第２項の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。

２　この決定による改正は、平成24年３月１日から効力を発生する。

人事院公示第２号

人事院は、人事院規則２－４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、人事院規則９―131（平成24年６月に支給する期末手当に関する特例措置）に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、次のとおり決定した。

平成24年２月29日　　人事院総裁　江利川　毅

１　委任を受ける職員の職名

人事院事務総長

２　委任する権限及び所掌事務

人事院規則９―131（平成24年６月に支給する期末手当に関する特例措置）第６条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。

３　委任の効力の発生する日

平成24年３月１日

人事院公示第３号

人事院は、人事院規則２－４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、人事院規則９―132（平成24年４月１日における号俸の調整）に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、次のとおり決定した。

平成24年２月29日　　人事院総裁　江利川　毅

１　委任を受ける職員の職名

人事院事務総長

２　委任する権限及び所掌事務

一　人事院規則９―132（平成24年４月１日における号俸の調整）（以下「規則」という。）第１条第４項第１号ハ、ニ若しくはホ、第３号、第４号又は第６号の規定に基づき、人事院が定めることとされている職員について定めること。

二　規則第１条第４項第７号の規定に基づき、平成19年昇給等抑制職員とする職員について承認すること。

三　規則第１条第５項第１号、第３号、第４号又は第６号の規定に基づき、人事院が定めることとされている職員について定めること。

四　規則第１条第５項第７号の規定に基づき、平成20年昇給等抑制職員とする職員について承認すること。

五　規則第１条第６項第１号、第３号、第４号又は第６号の規定に基づき、人事院が定めることとされている職員について定めること。

六　規則第１条第６項第７号の規定に基づき、平成21年昇給等抑制職員とする職員について承認すること。

七　規則第２条の規定に基づき、人事院が定めることとされている職員及び事項について定めること。

八　規則第３条の規定に基づき、別段の取扱いをすることについて承認すること。

３　委任の効力の発生する日

平成24年４月１日

４　平成23年人事院公示第４号は、廃止する。

発行所　独立行政法人国立印刷局　東京都港区虎ノ門二丁目四番五号　〒105-8501　電話　03(3587)4294
定価　本号一部　一ヵ月二、九六六円（本体二、七〇〇円）　送料別（配本体二六〇円）
第三種郵便物認可　明治三十二年五月三十一日